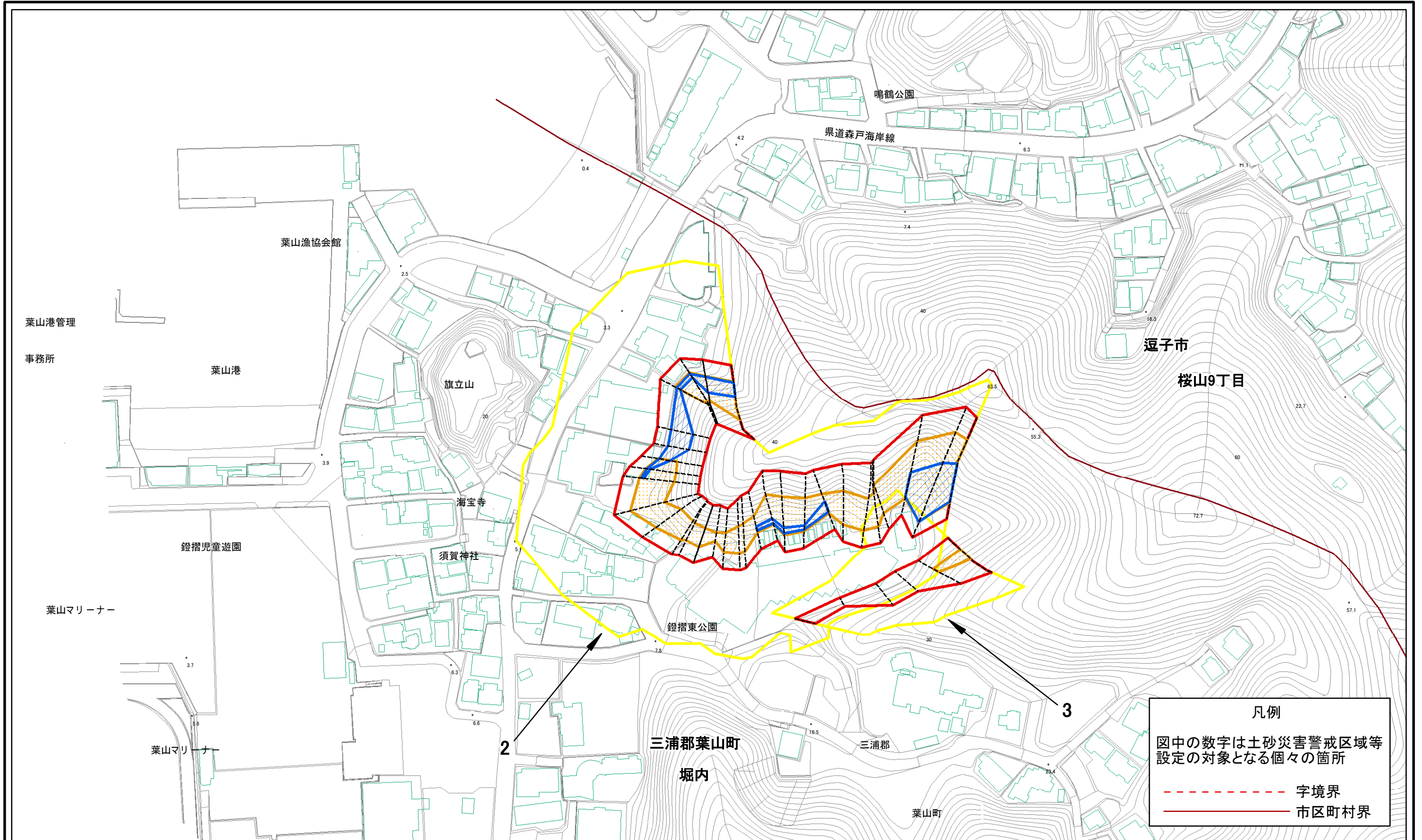


# 土砂災害警戒区域等指定図(その2-1)



凡例  
 図中の数字は土砂災害警戒区域等  
 設定の対象となる個々の箇所  
 - - - 字境界  
 ——— 市区町村界

0 25 50 100 m

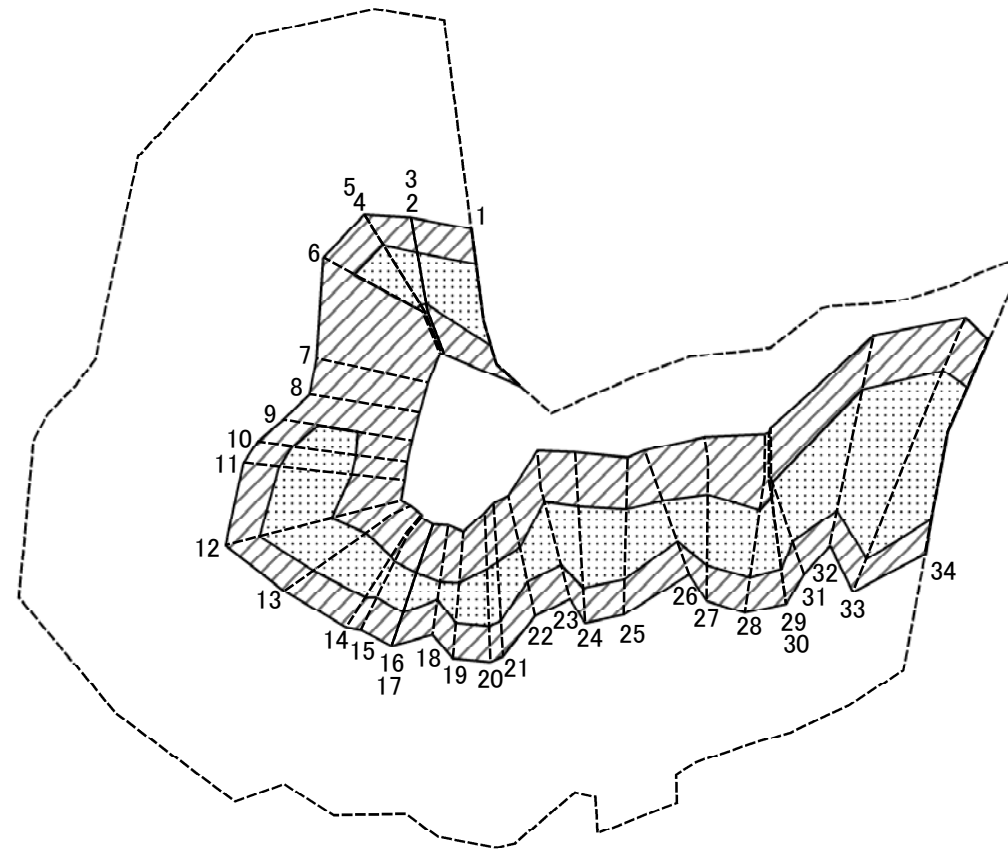
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域  
 区域図

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域  
 土砂災害防止法  
 施行令第三条の  
 基準に該当する  
 区域  
 それ以外の区域

縮尺  
 1:1,500

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	301-H21-002
告示番号	神奈川県告示第154号	箇所名	堀内2
告示年月日	令和3年3月19日	所在地	三浦郡葉山町堀内及び 逗子市桜山9丁目

# 土砂災害警戒区域等指定図(その2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

0 25 50 100  
m

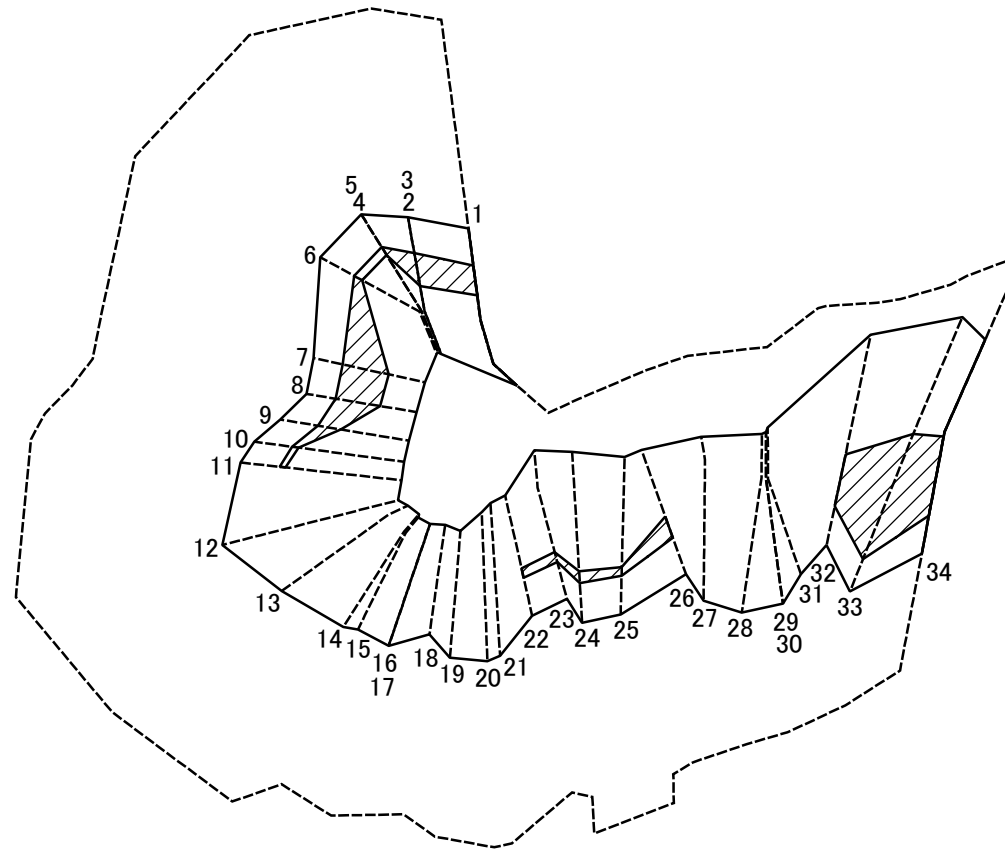
**土砂災害特別警戒区域の区域区分図**  
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により  
建築物の地上部に作用すると想定される力)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
それ以外の区域	

N  
縮尺  
1:1,500

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	301-H21-002-2
告示番号	神奈川県告示第154号	箇所名	堀内2-2
告示年月日	令和3年3月19日	所在地	三浦郡葉山町堀内及び 逗子市桜山9丁目

# 土砂災害警戒区域等指定図(その2-3)



0 25 50 100  
m

図中の数字は横断測線番号を示す

<b>土砂災害特別警戒区域の区域区分図</b> (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	301-H21-002-2
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	神奈川県告示第154号	箇所名	堀内2-2
	それ以外の区域			告示年月日	令和3年3月19日	所在地	三浦郡葉山町堀内及び 逗子市桜山9丁目

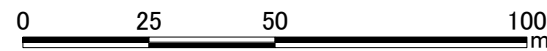
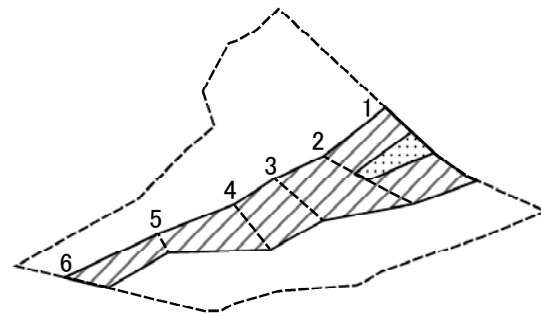
# 土砂災害警戒区域等指定図書(その3)

(1/1)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)		力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	120.30	0.75	100.00	0.75	18.67	3.49	16.05	3.00	27 ~ 28	116.35	0.75	100.00	0.75	-	-	14.67	2.74
2 ~ 3									28 ~ 29	113.67	0.75	100.00	0.75	-	-	14.19	2.65
3 ~ 4	118.91	0.75	100.00	0.75	18.65	3.48	16.05	3.00	29 ~ 30								
4 ~ 5									30 ~ 31	116.57	0.75	100.00	0.75	-	-	15.02	2.81
5 ~ 6	118.91	0.75	100.00	0.75	17.51	3.27	16.05	3.00	31 ~ 32	121.65	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00
6 ~ 7	-	-	100.00	0.75	20.67	3.86	16.05	3.00	32 ~ 33	122.36	0.75	100.00	0.75	19.81	3.70	16.05	3.00
7 ~ 8	-	-	99.30	0.75	20.68	3.86	16.05	3.00	33 ~ 34	124.00	0.75	100.00	0.75	19.81	3.70	16.05	3.00
8 ~ 9	-	-	100.00	0.75	20.68	3.86	16.05	3.00	~								
9 ~ 10	118.02	0.75	100.00	0.75	17.75	3.32	16.05	3.00	~								
10 ~ 11	118.52	0.75	100.00	0.75	17.75	3.32	16.05	3.00	~								
11 ~ 12	118.52	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00	~								
12 ~ 13	117.74	0.75	100.00	0.75	-	-	15.73	2.94	~								
13 ~ 14	117.74	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00	~								
14 ~ 15	114.88	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00	~								
15 ~ 16	113.79	0.75	100.00	0.75	-	-	15.77	2.95	~								
16 ~ 17									~								
17 ~ 18	113.79	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00	~								
18 ~ 19	113.44	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00	~								
19 ~ 20	114.72	0.75	100.00	0.75	-	-	15.88	2.97	~								
20 ~ 21	114.72	0.75	100.00	0.75	-	-	14.74	2.75	~								
21 ~ 22	114.16	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00	~								
22 ~ 23	118.13	0.75	100.00	0.75	17.94	3.35	16.05	3.00	~								
23 ~ 24	119.06	0.75	100.00	0.75	17.94	3.35	16.05	3.00	~								
24 ~ 25	119.06	0.75	100.00	0.75	17.53	3.28	16.05	3.00	~								
25 ~ 26	118.80	0.75	100.00	0.75	17.53	3.28	16.05	3.00	~								
26 ~ 27	116.35	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00	~								

建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	301-H21-002-2
	告示番号	神奈川県告示第154号	箇所名	堀内2-2
	告示年月日	令和3年3月19日	所在地	三浦郡葉山町堀内及び逗子市桜山9丁目

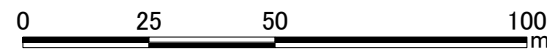
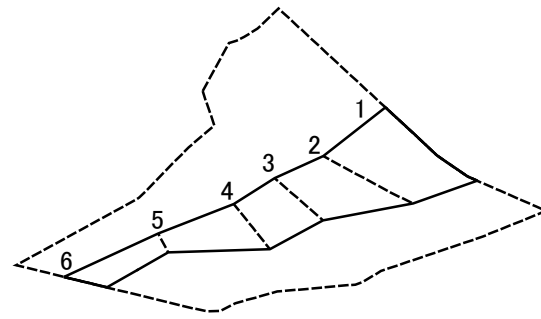
# 土砂災害警戒区域等指定図(その2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

<b>土砂災害特別警戒区域の区域区分図</b> (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第2条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	301-H21-002-3
	土砂災害防止法施行令第3条の基準に該当する区域			告示番号	神奈川県告示第154号	箇所名	堀内2-3
	それ以外の区域			告示年月日	令和3年3月19日	所在地	三浦郡葉山町堀内及び 逗子市桜山9丁目

# 土砂災害警戒区域等指定図(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

<b>土砂災害特別警戒区域の区域区分図</b> (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	301-H21-002-3
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	神奈川県告示第154号	箇所名	堀内2-3
	それ以外の区域			告示年月日	令和3年3月19日	所在地	三浦郡葉山町堀内及び 逗子市桜山9丁目

